主 文

原判決を破棄し、本件を高松高等裁判所に差し戻す。

理 由

職権をもつて調査するに、原審において、第一審における口頭弁論の結果が陳述された形跡を認めることはできないから、原判決は、判決の基本たる口頭弁論に関与しない裁判官によつてなされたものというのほかはなく、民訴法三九五条一項一号に該当するものとして、論旨についての判断をするまでもなく破棄を免れない。

よつて、本件を原審に差し戻すべく、同法四〇七条一項に従い、裁判官全員の一 致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長	長裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外
	裁判官	色	Ш	幸太	郎